

中原康博名誉教授記念号の発刊にあたって

眞鍋 穰*

2022年7月28日受理

本学子ども福祉学科の開設時から教員として、そして定年退職後は島根県松江市に開設された保育・幼児教育学科の教員として、長年に渡り本学の教育、研究に携わってきた中原康博名誉教授が本年度で退任されることとなりました。

中原先生は、名古屋大学教育学部教育心理学科を卒業後、大阪府子ども家庭センター（大阪府では児童相談所が名称変更され現在の名称になっています）の心理職として、大阪府下各地の子ども家庭センターで26年間にわたり勤務されました。その児童臨床の現場では、子どもや家庭に関する相談、支援などの活動に取り組んでこられました。大阪府を退職後は、心理臨床や児童福祉についての研鑽を深めるため大阪市立大学大学院生活科学研究科に入学され、児童養護施設等での心理的援助方法についての研究等に取り組み、後期博士課程を単位取得後退学されています。

本学とのかかわりは、大学院での学びを続けながら本学の前身である大阪総合福祉専門学校の専任教員とされたことからです。その後本学の子ども福祉学科の立ち上げにもかかわり、子ども福祉学科長、副学長として本学の教育、研究等の大学業務の重責を担ってこられました。

中原先生の児童臨床の現場での取り組みやそこでの学びなどは記念誌に一部ではありますが、掲載されていますので、その中から中原先生の人となりなども読み解いていただければと思います。

最後になりますが、本学の教育、研究など長年にわたって奮闘努力されたことに、改めてお礼を申し上げ、中原先生の今後のご多幸をお祈りし、記念号発刊の序文といたします。

*大阪健康福祉短期大学
連絡先：眞鍋 穰
〒590-0017 堺市南区高倉台1丁2-1
大阪健康福祉短期大学 学長

児童臨床の現場の学びから伝えたいこと —自分史を通して—

中原 康博*

2022年7月28日受理

はじめに

久しく文章を書く機会もなく、徒然なるままに日々の生活を過ごしております。今後もうまとまった文書を書く機会もないと思いますので、私自身がこれまで児童臨床の現場で仕事をし、その中で感じたことや伝えたいことを雑感風に書き留めていきたいと思います。その中で自分自身の振り返りもしながら、自分史の一部分を辿ってみたいと思います。

また、なぜ自分史なのかというと、対人支援の中で自己理解の重要性を常々重く感じていたからです。そして、自己理解の一つの方法として自分史という視点から切り込んでほしいという思いがあったからです。まとめには自己理解についての私なりの考え方も少し紹介させていただいています。

I 児童臨床の現場で学んだこと、伝えたいこと

1. なぜ「心理職」という仕事に就いたのか

大学の選択

振り返ってみれば短いようで、長くも感じる、思いつく深い学生時代でした。もともと「人間嫌い」を自称していましたので、心理学を専攻することなど毛頭考えてもいませんでした。できれば人に関わらない仕事をということで楽器製作者になりたい(当時「芸術工科大学」というユニークな名称の大学が設立されていました。そこで音響工学を学び、楽器制作をするという趣味と仕事を兼ねたものでしたが)、テレビ局のプロデューサーやディレクターとして番組制作をしたい(今から考えると大いに人と関わる仕事ですが)、あるいは法医学者(生きている人間を扱わないという意味で人には関わらない)にな

りたいなど自分勝手な、荒唐無稽な思いで大学選びをしていました。

ところが、人への私なりの関心や思いがあったせいか、大学では心理学を学ぶことになったのです。その結果が、今の自分であり、大学選択が自らの人生の大きな流れ(運命という言葉で言い換えてもよいのですが)を決定づけることになりました。当時は、心理学系統の学部や学科が今ほど人気はなく、まだ心理学科として独立した地位を得ていない時代でもありました。多くの大学では、教育学部の中に教育心理学科として存在し、教育学科より偏差値が若干高かったということで、教育心理学科を選んだという変な優越感を持つ学生もいました。

余談になりますが、教育心理学科の先生方の中には心理学科の前に「教育」という名称がつくのが我慢ならないという先生もいました。というにも、教育の中の一領域ではなく、まさに人間を対象とする独立性の高い学問領域を目指していたからだと思います。そのことに関連するエピソードを紹介したいと思います。私が大学院を受験した際に(大学院の受験については、詳しくは後で述べますが)、口頭試問(今でいう面接試験ですが)を受けている最中のことでした。私の口頭試問はそっちのけで、面接官であった教育学科の先生と教育心理学科の先生が学科名について、なぜ「教育」をつけなければいけないのかで激しく論争(まったく場違いな場面なのですが)していたことを今でも鮮明に記憶しています。

施設実習

今ほど心理学を専攻する学生が多くなかった時代

*大阪健康福祉短期大学

連絡先：中原康博

〒590-0017 大阪府堺市南区高倉台1丁2-1

大阪健康福祉短期大学 名誉教授

なので、私自身その表面的なカッコよさに引かれていたのかもしれませんが。今から考えれば、そうした浮ついた気持ちの中で大学生生活を過ごし、学んでいたのだと思います。そのことに関連するエピソードとして思い出すことがあります。大学の3年次には専門課程の必修科目として「施設実習」があります。1週間施設に泊まり込み、その中で入所者にかかわりながら、担当した入所者についての心理学的な評価や援助方針を立て、最終日のカンファレンスで発表するという一大イベントです。

実習施設については、知的障害者施設と児童心理療育施設（当時は情緒障害児短期治療施設ですが）のどちらかを選択することができました。心理学科の多くの学生は児童心理療育施設を選びました。私もご多分に漏れず知的障害者施設は選択肢の中にはありませんでした。というのも、障がいについての深い理解もなく、障がいは治らない、心理の支援対象ではないという未熟で、自分勝手な考えがあったようです。一方、「セラピー」「心理治療」という言葉は魅力的で、その言葉の格好良さに引かれていたのだと思います。

私が学んだ当時の教育心理学科には障がい児・者の心理や教育について深い見識を持つ先生もおられ、その講義も受けていたのですが、話の内容が私にとっては余りにも哲学的で理解できずにいました。今となつては、人間の本質的な理解やアプローチを考える際には「障がい」の理解やアプローチの方法は非常に重要だと考えています。これもまた余談になりますが、先ほどの深い見識を持つ先生から私の人間嫌いの原点は、「むしろ人間に対する温かい思いや、人間への期待を強く持つことの裏返しの気持ちではないのか」という指摘を受けました。何か靄が晴れたような思いとともに、心理学を勉強するのも悪くはないのかという気持ちになり、それからの大学生生活を続ける大きな力になったように思います。

卒業論文

次に、学生生活の中で避けて通れない卒業論文の話をしたいと思います。専門課程では、臨床心理学の指導教官（私の場合は、精神科医でしたが）のいる臨床コースに所属していましたが、私自身のへそ

曲がりな性格に起因するのか、卒業論文は臨床関係ではなく発達に関連するテーマを選択することになりました。そのテーマは「アタッチメント（愛着）」であり、母子関係に関する研究ということになります。今でこそ、アタッチメントという言葉はポピュラーで、アタッチメントに関する専門書も多く出版され、育児雑誌などにも取り上げられています。

しかし、当時は参考文献もほとんどなく、外国の文献の紹介等文献研究が中心でした。卒業論文のタイトルは、「アタッチメントに関する一研究—生後一年間の追跡研究による—」（注1）という実証的な研究でした。具体的に何をしたのかというと、定期的に家庭訪問をし、家庭での母子の交流を生後8週から1歳になるまで観察（参与観察という手法になります）し、同時に母親のインタビューを行うというものでした。大学病院の産婦人科医局の紹介で、3組の母子に協力していただくことができました。指導教官からは、学部の卒業論文としては難しく、やめるようにという助言も受けていました。そのせいか（？）提出した卒業論文の評価は余りよくはなかったという記憶があります。

私にとっては乳児が生まれてから1年の間に成長・発達する姿を目の当たりに見ることができ、子どもの成長とともに母親の変化やその成長の姿に驚かされ、感動したことが一番貴重な体験だったと思います。初心者マークをつけた母親の1年間の成長の姿が余りにも素敵だったのです。私が女性であれば、将来の子育てに役立つだろうという感想も出てくるのですが、男性からすると女性のたくましさや強さ、女性にしか経験できないことへの敬服とあこがれの気持ちさえ持った新鮮な経験でした。卒業論文のアドバイスをさせていただいた精神科の医師（指導教官ではなく、母子関係の研究をしていたということもあって紹介された女性の先生です）からは、「子育てをしている母親の姿を直に見れたことが一番の勉強になったのでは」というコメントをいただきました。研究者というよりまさに女性ならではのコメントだと思いました。

大学院の受験

大学卒業前のエピソードを最後に紹介したいと思

います。今となっては手遅れなのですが、まだ申し訳ない気持ちを持ち続けていますので、この場を借りて謝っておきたいと思います。何をしたのかというと、卒業記念という名目で大学院を受験したことです。これ以上勉強を続けるよりも社会人として仕事をしたいという気持ちが強かったのですが（本心は勉強が嫌という理由だけでなく、ホームシックにもなっていたのですが）、これも格好良さにあこがれたのか、進学するつもりもないのに無謀にも受験したのです。成績証明だけでなく、指導教官の推薦状も書いていただいて受験し、合格したのに進学しなかったのです。指導教官からは、あなたのせいで進学できなかった人もいるのにと強いお叱りの言葉をいただきました。その時の大学院の研究計画として提出したのが「視覚障害を持つ乳児のアタッチメントの発達過程」でした。就職後に視覚障害の子どもに関する仕事（注2）を担当することになったのも何かしら運命の予兆があったように思います。

いざ就職へ

そして、卒業後の就職先が子ども家庭センター（当時は児童相談所）になります。ここでも運命の選択がありました。最後まで何をしたいのか明確にならないまま、とにかく公務員になろうと、自治体の採用試験を受けることになります（父親が公務員だったことも影響しているのかもしれませんが）。今ほど公務員試験のハードルが高くない時代でもあり、大量採用されていた時期でもありました。幸いにも福祉職と心理職の両方の採用試験に合格することができました。心理職の採用試験は追加募集のため3月の末でした。そのため福祉職については採用辞退届を出していなかったこともあり、採用名簿に福祉職と心理職の両方に自分の名前があったことを今でも覚えています（当然入庁式の座席も私のために2つ用意されていました）。最後の最後まで、人迷惑な人間だと思ってしまう。

2. 子ども家庭センター（児童相談所）と児童臨床

私自身は短大の教員になるまで、子ども家庭センター（大阪府では1994年に機構改革が行われ、児童

相談所から名称が現在の子ども家庭センターに変更されています）で26年間心理職（昔は心理判定員と呼ばれ、現在は児童心理司になっています）として仕事をしてきました。途中で児童福祉司の補職発令をもらっていた時期もありますが、子ども家庭センター一筋に心理職として現場経験を積んできました。勤務場所は異なっても、同じ相談機関で同じ仕事を続けられたのは、仕事の幅を広げることができなかったというマイナス面はあるかもしれませんが、自分にとっては恵まれた環境の中で貴重な現場経験を積み重ねることができたと思っています。

公務員といえればかたぐるしい職業だと感じられる人も多いと思いますが、私自身は背広にネクタイという姿がとにかく嫌という単純な理由から現場を選択し、仕事をしてきました。子ども家庭センターで26年間仕事を続ける中で、割と自由に、人がやっていないことにも取り組んできました。子ども家庭センターで一緒に仕事をしてきた同僚からすれば、自分勝手な変わった人間、上司からするとコントロール不能な人間として見られていたと思います。そういった自分自身を振り返るためにも、そこでの経験やそこで学んだことを紹介していきたいと思います。

（1）どのような時代背景の中で仕事をしてきたのか

まずは、資料の「子ども家庭福祉年表」を見ていただきたいと思います。年表には戦後の①子ども家庭福祉の変遷、②子どもを取り巻く環境、③子どもを取り巻く社会情勢という3つの項目でまとめています。①では社会福祉に関連する法制度の整備や変遷を主にまとめています。それぞれの時期についてタイトルをつけていますが、私自身は1970年代の後半から2001年まで子ども家庭センターで仕事をしてきました。時期としては児童福祉の見直し期から改革期にあたる時期に仕事をしてきたこととなります。

就職した当時の先輩には、まさに戦後の児童福祉の確立期や拡充期に仕事をしてきた人もまだ多くおられ、戦後の混乱の中で悪戦苦闘された話もよく聞かされました。

子ども家庭福祉年表

戦後の子ども家庭福祉の変遷	子どもを取り巻く環境	子どもを取り巻く社会情勢
<p>1. 児童福祉の確立期 (1945～1955年)</p> <p>1945年 第二次世界大戦終結 GHQによる占領政策 →日本国憲法、社会福祉制度</p> <p>1946年 旧生活保護法</p> <p>1947年 児童福祉法</p> <p>1949年 身体障害者福祉法</p> <p>1950年 新生活保護法</p> <p>1951年 児童憲章</p> <p>1951年 社会福祉事業法</p> <p>*全国民「総飢餓状態」 戦災孤児 戦争未亡人 (street children)</p>	<p>「保護・救済」としての児童福祉</p> <p>戦後の混乱期のなか戦災孤児、浮浪児などをともかく収容・保護し、衣食を与え、いかにして生活の最低限を確保するのが重要な課題であった。</p> <p>福祉の対象＝貧困・生活困窮</p> <p>多産多死→少産少死へ→人口構造の変化</p>	<p>1947～ 第一次ベビーブーム</p> <p>1950～ 「ホスピタリズム論争」</p> <p>1951～ 「鉄腕アトム」連載開始</p> <p>1953～ NHK テレビ本放送開始</p>
<p>2. 児童福祉の拡充期 (1955～1970年代半ば)</p> <p>1958年 国民健康保険法改正 (国民皆保険)</p> <p>1959年 国民年金法 (国民皆年金)</p> <p>1960年 精神薄弱者福祉法</p> <p>1961年 児童扶養手当法</p> <p>1963年 老人福祉法</p> <p>1964年 母子福祉法</p> <p>1964年 特別児童扶養手当法等</p> <p>1965年 母子保健法</p> <p>1971年 児童手当法</p> <p>1973年 老人福祉法改正 (老人医療費の無料化) →「福祉元年」</p> <p>1970年 高齢化率7%を超え、 「高齢化社会」へ</p>	<p>「保護・救済」から「措置(制度)」へ</p> <p>高度経済成長期</p> <p>サラリーマン化</p> <p>核家族化</p> <p>女性の専業主婦化(性別役割分業の定着化)→母性愛や「3歳児神話」が強調され、「愛情をもって子育てに励み、家事に専念する」という専業主婦のイメージが強化される</p>	<p>1957年 東京・大丸でパートタイム募集(パートのはしり)</p> <p>1957年～ 少年非行の増加</p> <p>1958年 日清チキンラーメン発売 フラフープ大流行</p> <p>1960年 カラーテレビ本放送開始 「週刊少年マガジン」等創刊</p> <p>「ダッコちゃん」大流行</p> <p>1964年～ 「鍵っ子」が社会問題化</p> <p>1964年 東京オリンピック コインロッカー登場</p> <p>1965年～ 登校拒否児童の増加が マスコミで取り上げられる</p> <p>1970年 大阪万博</p> <p>1971年 第二次ベビーブーム カップヌードル発売</p> <p>1972年 札幌オリンピック</p> <p>1973年 オイル・ショック</p>

3. 児童福祉の見直し期 (1970年代半ば～80年代)	施設福祉から在宅福祉へ	1977年	「落ちこぼれ」流行
1981年 児童福祉法改正 (延長・夜間保育の実施)	ノーマライゼーション、インテグレーション	1977年	1歳6ヶ月健診開始
1982年 老人保健法	「共働き」世帯の増加	1978年	「サラ金」が社会問題化
1985年 年金法改正 (基礎年金の導入)	晩婚化、非婚化、離婚の増加		少年非行戦後第三のピーク
労働者派遣法	少子化の加速→「1.57ショック」	1979年	「国際児童年」
男女雇用機会均等法	女性の変化が家族政策や社会福祉の施策に反映		養護学校義務教育化
1986年 老人保健法改正 →老健施設		1980年	校内暴力、家庭内暴力が社会問題化
1987年 社会福祉士及び介護福祉士法			ベビーホテル問題
1989年 ゴールドプラン策定		1982年	戸塚ヨットスクール事件
1981年 国際障害者年		1983年	ファミコンの発売
			サラ金借金苦による親子心中相次ぎ、社会問題化
		1985年	いじめ、学校での体罰が社会問題化
		1986年	円高不況
		1989年	消費税導入
4. 児童福祉の改革期 (1990年代～2000年代前半)	「児童福祉」から「子ども家庭福祉」へ		
1994年 児童の権利に関する条約批准	少子・高齢・シングル(独身)社会の進行	1990年	カラオケボックスの流行
1994年 エンゼルプラン			大阪花博
1995年 精神保健福祉法		1994年	国際家族年
1996年 恩寵園事件(施設内虐待)			いじめで自殺が相次ぐ
1997年 精神保健福祉士法		1995年	阪神大震災
1997年 介護保険法制定			地下鉄サリン事件
1998年 知的障害者福祉法		1997年	0-157事件(堺)
2000年 児童虐待防止法			
社会福祉法			
2001年 DV防止法			

(出所) 筆者作成。本稿に関する戦後の児童福祉の変遷及び現役で仕事をしてきた時期までをまとめています。

戦後の混乱期の「保護・救済」としての児童福祉から、措置制度が機能しだす時代の中で専門職として仕事をしてきた生き証人でもあった先輩職員です。

(注3)

私の現役時代には、すでに児童福祉の専門機関として児童相談所が位置づけられ、子どもや家庭に関するあらゆる相談に対応する専門機関として機能していました。それでも、社会情勢が影響した特徴的な問題に出会い、そこから多くの学びや気づきを得ていくことになります。

(2) 不登校(登校拒否)の子どもたちとの出会い

年表にもあるように1965年頃から登校拒否の子ども(まだ「不登校」という言葉が使われていない時代です。以降の文章では現在一般的に使用されている「不登校」という言葉を使用します)の増加がマスコミでも取り上げられ、当時の児童相談所でも不登校に関する相談が増えだした時期に就職しています。まだ不登校の児童・生徒への対応や支援が手探りの状態にもかかわらず、子どもの相談機関の専門職として子どもや保護者への指導や支援を求められていました。

そして、就職してまだ3年目の新人という時期に、不登校の子どもへの支援について事例を中心にした文章を書いてほしいという依頼がありました。私が多くの人の目に触れる最初の文章(論文とは言えないものですが)を書くのですが、それが当時の『少年補導』(現在は『月刊少年育成』という名称に変わっていますが)という雑誌に掲載されました。(注4) 当時は不登校と怠学の鑑別が問題になる時期でもありました。実際、中学校の先生から学校を長期に休んでいる生徒がいるが、この生徒は不登校なのか怠学なのか教えてほしいという相談もありました。当時の児童相談所の不登校の子どもへの対応としては、再び学校に行けるようになるという「再登校」が大きな目標でした。

しかし、大した臨床経験もない私が不登校の子どもが学校に再び行けるようになる、すなわち再登校にどんな意味があるのかという大それた疑問を投げかけたのです。学校に行けていないという負い目を子どもに持たすのではなく、今は学校には行かない

という主体的な選択をしている子どもとしてとらえ、子どもに寄り添うことが大事だと考えたのです。というのも、1年以上、中には3年以上も長期に学校を欠席している子どもとの出会いが多かったからかもしれません。雑誌に掲載された子どもへは、家庭訪問と並行しながら「夜間通所」という指導を行いました。その後、児童相談所での不登校の子どもへの指導として、この夜間通所という指導方法が数多く報告されるようになります。この夜間通所とは何かというと、不登校の子どもは昼間に外に出れば同級生と顔を合わせるなどさまざまな心理的な不安や抵抗があるのですが、夜間であれば割と抵抗なく外に出ることができるのです。そうした子どもの心理特性をうまく利用しながら、家ではできない遊びや運動(子ども家庭センターのプレイルームであれば野球や卓球程度は十分にできます)を子ども家庭センターという場を借りて行うのです。お役所ということで、当時は時間外に通所させるという発想自体なかったのです(もちろん、保護者の時間的な都合で時間外の面接はしていましたが)。

事例では再登校にどんな意味があるのかという疑問を投げかけていますが、学校の教師からするとそれでは子どものわがままを許容し、現実的な指導や支援にならないという反発も多く受けました。まだ不登校の子どもへの多様な理解や支援が定着していない時期ですから、当然のことだったと思います。

不登校の子どもとの出会いで今でも忘れることができないのが、3年以上の間家から一歩も出ることなく(強調しておきますが、本当に一歩も出ていません)家の中で過ごしていた2人の兄弟です。今でいえば、家庭ではネグレクト状態で学校からも放置されて(厳しい言葉で言えば、見放されていた子どもたちです)いた子どもが、学校に行かずに家庭で過ごしていたというのが正しい状況説明になるのかもしれませんが。男の子ですから家で生活は相当退屈だったでしょうし、家族以外には人がかかわることがない中で生活していたのです。家から出ることのできない子どもを強制的に家庭から引き離して、すぐに施設入所というのは困難ということもあり、まずは外部の人間がこの家庭と関わりながら、子どもの興味や関心を外に向け、子どもたちの生活を立

て直していこうという方針で、家庭訪問を中心とした支援（児童相談所では訪問指導という表現をしますが）を開始することになりました。

支援を継続する中で、この兄弟が初めて家を出ることができたのは、私が兄弟をプロ野球観戦に連れ出した時です。二人とも男の子ですから家の中でもボール遊びをするなどしながら、エネルギーの発散をしていました。そうした子どもの欲求や関心を利用して、野球観戦に誘い出したのです。いざ外に出る時は本当に不安そうでしたが、祖母が用意した真新しい靴（3年以上も家から一歩も出ていなかったのですが、祖母は子どもたちの成長に合わせて靴を買い替えていたのです）を履き、まさに得体のしれない未知の世界に歩みだすかのように、視線はうつむき加減で、私の服をしっかりとつかみながら、それでも電車に乗って、野球場に行くことができました。3年ぶりの外出ですから野球を観戦している時も何か不安そうな表情でした。家に戻ってからの様子を祖母に尋ねると、プロ野球の観戦自体が初めての経験だったものの、ニコニコとしたうれしそうな表情を見せ、家に帰ってから兄弟でキャッチボールをしていたようです。余談になりますが、外野席で観戦していたのですが、たまたま近くにホームランボールが飛び込み、私と子ども2人の姿が当日のテレビのプロ野球ニュースに映っていました。後日そのことを子どもたちに伝えると、びっくりしながらもうれしそうな表情を見せていました。ドラマの世界の話ではなく、現実の出来事であり、その後兄弟は施設に入所することになります。

不登校に関連する指導や支援の中で、大阪府の児童相談所として初めて取り組んだことがいくつかあります。家庭への訪問指導やセンターへの通所指導など、子どもとかかわることに私自身興味があり、指導や支援に数多く取り組んでいました。そして、子どもへの指導方法や支援に何かしら工夫ができないかと常々考えていました。その一つが、子ども家庭センターでの指導に発売されて間もないテレビゲーム（「ファミコン」）を取り入れたことです。取り入れる際には、先輩職員や同僚から強い反対意見が数多くありました。というのも、家でやれることをなぜ通所指導の中でもやらせるのか、そういった

必要はないという意見です。しかし、家庭状況も様々ですべての子どもがファミコンに触れることができたわけではありません。

ところが、1970年代から1980年代の前半までは不登校の子どもも多くは「家庭内暴力」の問題も抱えていました。まさに不登校と家庭内暴力がセットのようになっていたのです。しかし、1983年に「ファミコン」が発売されてから家庭内暴力が激減します。今までは不登校とセットになっていたのですが、ファミコンのおかげで（？）子どもなりに家庭内の居心地がよくなり、家庭で暴力を振るったり、暴れる必要がなくなったのではないかと考えています。不登校の状態像の変化を経年的に丁寧に追えば、この理由やメカニズムも明らかになると思いますが、残念ながらそうした調査や研究は見たことがありません。

不登校に関して子ども家庭センターで初めて取り組んだのが、不登校の子どもを持つ親への集団指導です。他府県でも一部取り組みも始まっていましたが、大阪府では初めての取り組みでした。その成果を保護者が書いた文集としてまとめています。（注5）その序文には、「我々がお母さん方に何かアドバイスをするというより、お母さん方の日頃の経験を語り合いながら、親や子どもの姿を違った視点から見つめ直したり、お母さん自身が明日へのエネルギーを充電していく場であった」と書いているように、個別的な保護者とかかわりの中では得られない貴重な学びを多くさせていただきました。

援助する対象者の理解のためには、援助する側が援助する対象者からの新たな学びや気づきを大切にすることが重要であることを日々の仕事の中で痛感させられました。

（3）子ども家庭センターと児童虐待

子ども家庭センターは、子どもや家庭に関する総合的な相談や支援を行う子ども家庭福祉の第一線機関として機能してきましたが、2004年12月の児童福祉法の改正により、緊急性の高い、高度な専門性を要する相談を児童相談所が担うという市町村との役割分担が行われました。その結果、社会的に深刻な問題となっている児童虐待への対応が子ども家庭

センターの重要な役割になっていきます。そうした状況もあり、近年児童虐待について子ども家庭センターへ社会が向ける視線はより厳しくなっています。私が子ども家庭センターに勤務していた後半の仕事の中心が、児童虐待に関するものでした。大阪府は、全国に先駆けて児童虐待への支援や援助を行うためのマニュアルを作成しましたが、幸いにもそのマニュアル作成作業のメンバーとして参画することができました。(注6) そこでは、これまでの子ども家庭センターや保健所を中心とした支援や対応から、保健・福祉・医療等児童虐待にかかわる機関の連携・協力による総合的な支援や援助の取り組みの必要性や重要性が検討されました。

検討の中で、子ども家庭センターの役割について他の機関からは、子ども家庭センターを児童虐待対応への中核的な機関としてマニュアルに明記すべきだという意見が出されました。しかし、子ども家庭センターの行政機関としての限界なのか、マニュアルには「被虐待児童とその家族等を多面的、総合的に把握、診断、援助できる専門的行政機関としての役割を担っている」という表現になっています。やはり、子どもの命にも直結する虐待に対して責任を取りたくない、責任を問われたくないという姿勢が表れているようで、当時の私は不満を感じていました。私自身が子ども家庭センターで出会ったり、かかわった虐待事例も紹介したいのですが、命の危険を感じた事例や生々しく思い出すだけでしんどくなる事例もあったことだけを伝えておきたいと思いません。

これまで子ども家庭センター（児童相談所）で26年間、しかも現場で仕事をする中で、先駆的に(?)取り組んだ（自己流のやり方を押し通しただけのことかもしれませんが）ことを一部紹介させていただきました。その中から私が学んだこと、伝えたいことを少しでも読み取っていただければ幸いです。

II まとめにかえて

(1) 対人援助専門職としての「当事者性」「責任性」

私自身は、あらゆる相談に対して当事者として向き合い、責任をもって取り組むことが重要だということを常に意識しながら仕事をしてきたつもりです。

児童福祉司であれば相談の入り口から出口まで担うこととなりますので、当事者性や責任性については否が応でも自らが対峙しなければならない状況にあります。しかし、心理職は相談の流れの一部を担うことが多く、チームの一員ではあっても当事者性や責任性が乏しいという指摘をよく受けていました。行政機関の職員という立場であっても、児童臨床の専門職としてこの当事者性・責任性は大切にしていかなければならないと考えています。

私が大事にしてきた「当事者性」「責任性」についてももう少し説明しておきたいと思えます。

短期大学在任中には、「子ども家庭福祉」「社会福祉」といった福祉系の科目や「幼児理解」「保育・教育相談」「家庭支援」などの相談・援助系の科目を主に担当していました。児童臨床の現場では、心理的なアプローチだけでなく、福祉的なアプローチにも取り組んでいましたので、担当した科目がすべて関連しています。

子ども家庭センターで心理職として仕事をしていた時には、自称「心理ワーカー」として、心理的なアプローチだけにとらわれず、心理的・福祉的なアプローチを統合的に実践してきたつもりです（「心理ワーカー」という言葉はこの世に存在しません）。

当時の子ども家庭センターでは、相談内容によって異なるものの、相談の入り口・出口はケースワーカー（児童福祉司）が担当し、心理職は必要に応じて子どもや保護者の心理診断や助言、セラピー（心理治療）を行っていました。ですから、心理職は相談・支援（施設への入所措置も含む）の一部にしか関わっていませんでした。しかし、相談・支援を一体的・総合的に行うには相談の入り口から出口まで関わるのが重要だという思いから、他の心理職とは異なり「心理ワーカー」として相談の入り口から出口まで担当する機会を多く持たせていただきました。例えば、施設への入所を嫌がる子どもの説得は、本来ケースワーカーの仕事です。子どもの思いとは別に、時間の制約がある中で子どもを説得していかなければなりません。そうした子どもとの厳しいかわりも「心理ワーカー」として経験することができました。面接技法の中で難しいと言われている「対決の技法」(注7) というのがありますが、まさにそ

の技法が必要になるのです。児童臨床の場で、相談の入り口から出口まで担当することによって臨床現場での専門職としての「当事者性」「責任性」の重要性を学ぶことができました。

（２）自分史と「自己理解」

私が短大で担当した科目に「幼児理解」があります。保育者や幼稚園教諭が対象とする子どもの理解を学ぶ科目ですが、学生には授業の中で幼児という対象の理解だけでなく、自己理解も重要だという話を必ずしてきました。例えとして、「他者理解」と「自己理解」は車の両輪だという説明をします。車のタイヤのどちらかに問題があれば、車はまっすぐ走行することができず、最悪の場合には事故を誘発する可能性さえあります。

しかし、今では自己理解をベースに他者理解があるのだという考え方になっています。まずは他者理解とは何かについて述べたいと思います。

人間のすべての活動は対象の理解、他者理解から始まります。その理解のためのアプローチとして２つの方法があります。一つは、理解しようとする対象に関する基本的な知識や理論を学び、そこから現実の対象の姿を捉えていく方法です。言葉を替えれば「演繹的なアプローチ」ということになります。もう一つは、現実の対象の姿に繰り返し接しながら、そこから普遍的な対象の姿を捉え、理解していくという方法です。「演繹的」という表現に対して「帰納的」なアプローチになります。

児童臨床の現場で長く仕事をしていると、どうしても帰納的なアプローチに偏りがちになります。児童臨床の現場で多くの事例に出会うことによって、ある程度対象の理解の仕方についても体系化できるようになります。その結果、その裏付けとなる基本的な知識や理論と結びついた対象理解になっていると錯覚してしまうのです。

私の場合も児童臨床の現場で長年仕事をしていると三千人近くの子どもの達と出会い、そこから対象理解の体系化や分類もある程度できるようになります。そのため自己流の見立てをしながら支援や援助を展開することがどうしても多くなってしまいます。経験則を重視するあまり、最新の基本的な知識や理論

を学び直さないまま仕事をしていたことになります。

次に、今時点での自己理解と他者理解の関係性についての私の考えを述べたいと思います。わかりやすく話を進めるために、「他者理解」と「自己理解」を数式で考えていきたいと思います。どちらがベースになるかといえば「自己理解」がベースになるので、分母に「自己理解」、分子が「他者理解」という分数式をイメージしてください。対象が人間であるだけに、正しい・間違っているという二元的な捉え方はできないにしても、より適切な自己理解、他者理解ができれば数式の解は限りなく1に近づきます。

表現を替えれば、自己理解という“ものさし（メジャー）”を使って、他者理解をしているのです。しかし、自己理解自体が客観性をもったゆるぎないものさしなのかどうかというと疑問が生じます。

自分を知るための課題として、相談援助技術関連の授業の中では「ジョハリの窓」（注8）がよく使われます。その中では、自己理解を進めていくためには「自己開示」と「フィードバック」が重要だと説明されます。そして、意識的でなくても日々の人との付き合いの中で、私たちは自己開示やフィードバックを行っているような錯覚になるのです。しかし、自己開示以上に難しいのがフィードバックです。というのも、フィードバックにより他者の自分への評価をしっかりと受け止めていくのはそう簡単ではないからです。自己理解というのはあくまでその人の主観的な世界の中で醸成され、発展されているものなのです。自分にとって嫌なものはそのままフィードバックされずに、歪めたり、自分の都合の良いように変更して受け止めていくことの方が多いのです。ある種の防衛反応なのですが、自己理解という主観的な世界が脅かされないように自分にとって都合の良いように対応しているのです。自分を守るためには自己理解という主観的な世界のバリアはどうしても必要になりますが、重い課題や問題を抱えた人ほどそのバリアは強く、その結果支援や援助を難しくしています。

結論になりますが、人に関わる専門職にとっては、自己理解というのは永遠の課題なのかもしれません。自分の主観的な自己理解の“くせ”を知り、その変化を常にアップデートする能力が求められているの

だと思えます。

最後に、自分史を通しての自己理解を別の視点から見るために、これまでの私自身に対する評価や見立てをフィードバックしたいと思えます。家の中の本や書類を整理している中で見つけ出したものです。よくぞ昔のものを大事に持っていたなと思われるかもしれませんが、せっかく見つけ出したので、その一部を紹介させていただきます。その中には占いという怪しいものもありますが、意外に真実を突いているかもしれません。

これからも私の人生まだ続きそうですが(?)、占いにあるようにはたして穏やかな晩年になるのでしょうか?しかし、現在のコロナ禍、ロシアによるウクライナへの侵略戦争(将来の歴史教科書ではこのように呼ばれると思えます)など先行き不安な状況はまだまだ続きそうです・・・

《その1》

中学校卒業記念文集より。記念文集編集委員の個人的な評価かもしれませんが私の評価が書かれています。

「まじめなまじめ野郎。ヌーボー顔に似合わず音楽家」

《その2》

四柱推命と霊数占いより

まだ二十代の若かりし頃、児童相談所の心理職の先輩が占いに凝っており、占ってもらったものです。意外に心理職には占いに興味を持つ人が多いようです。心理分析よりよく当たるようにも思いますが(?)性格

「理屈っぽく、批判力旺盛。ときに周囲に冷たい印象を与えてしまうが、実際は肉親愛が人一倍強く、親兄弟思いの人。身びいきをする。他人とはどんなに親しい間柄になっても、一定の線を引いて付き合い」

仕事運

「何事も思い通りにしたいタイプで、勤め人は不向き。仕事の処理能力はあっても、組織の規則の枠を好まず、はみだしてしまう。上司からは使いにくい

相手。独立独歩の個人事業が向いている。」

晩年運

「穏やかな晩年を暗示。精神的、経済的にも安定した老後。一生を通して右足のケガが多く、治療が長引く」

注

1)「アタッチメントに関する一研究—生後一年間の追跡研究による—」というタイトルの学部の卒業論文です。指導教官からは「文章が日本語になっていない」と厳しいお叱りを受けましたが、人がやっていないことに取り組めたことの満足感の方が強かったという記憶があります。この研究では3組の母子に協力していただき、生後8週から1歳になるまで定期的に家庭訪問をし、赤ちゃんとも母親との母子交流の観察、母親との面接を行いました。終了後には観察記録として撮影していた写真(今であればビデオになるのでしょうか)をアルバムにまとめ、差し上げました。その時に協力していただいた赤ちゃんも今では50歳、お母さんも70歳の後半になるかという年齢です。時の流れに驚かされますし、自分の年齢にもどういふわけか驚かされます。

2) 視覚障害の乳幼児を持つ保護者向けのマニュアルを当時の児童相談所の心理職を中心に作成したものです。初版は1982年(S57)に発行され『視覚障害乳幼児の育児について』というタイトルでしたが、改訂版では『ひとりのできるよ—視覚障害乳幼児の育児について—』(1993年)になっています。当時はまだ視覚障害を持つ乳幼児の保護者向けのマニュアルがなく、保護者も手探りで、戸惑いながら子どもと向き合っている状況でした。児童相談所の職員も同様に視覚障害に関する知識も不十分な状況でした。そのため、海外の文献を参考にし、文化の違いも配慮しながら作成したものです。余談になりますが、視覚障害の勉強のために国立特殊教育総合研究所(現在の「国立特別支援教育総合研究所」)に1週間の研修に参加でき、そこで小中学校の現場の先生方との交流や新たな学びができたことが強く印象に残っています。

3) 大阪府の児童相談所には児童福祉司、心理判定員（その後心理職、現在は児童心理司と名称は変わっています）それぞれの職能団体があります。私は心理職として採用されたので、「大阪府児童相談所判定委員会」（当時の名称です）に所属していました。職能団体の活動の一環として会報を発行しています。その第1号の編集（1976年発行）にたまたま私も関りました。当時児童相談所の開設時からおられた稲浦先生（昭和23年4月20日に大阪府に就職、会報発行時は中央児童相談所の所長）には児童相談所の創設期の状況をお聞きすることもあり、会報には「判定むかしばなし」として心理判定員の歩みについての原稿を寄稿していただきました。戦後の混乱期の昭和23年、24年頃の判定員の仕事を知らるために、その文章の一部を引用し、紹介します。

『判定の実務はもっぱら戦災孤児、浮浪児と呼ばれる戦争犠牲者たちに対するテストに忙殺される毎日であった。判定件数に関する正確な記録は残されていないが、児相の受付件数は各年度とも約一万件であった。私はほとんど毎日、30名近くの集団検査と数名の個別テストを請け負わされていた。まさにマスプロテストの非難を免れないが、（中略）2日か3日ごとに回ってくる宿直の夜に子どもたちと交わり、家出児とわかれば家に連れ戻し、戦中のおぼろげな記憶があるといえば家探しに出かけたりした。』

戦後の混乱期の中で、子どもたちと格闘していた心理職の姿を少しでも想像できるのではないのでしょうか。

4) 「行けなかった子どもにたくない」少年補導2月号、1976年（S51）

月刊誌ですが、毎月特集が組まれています。この2月号の特集は「怠学・登校拒否」で、その中で私は不登校の事例を紹介しています。今では退学と登校拒否（不登校）を並列して、論じることはないのですが、当時は退学と登校拒否の鑑別が現場の教師にとっては重要な課題でした。事例のまとめとして、私が何を書いたのかおぼろげな記憶になっていますので、再度原文に戻り私自身が不登校の子どもとどのように向き合っていたのかを紹介します。

『再登校の原動力は、もちろん子ども自身にあるのだろうが、そうした契機をつくったり、圧力をかけるのは、やはり、親や教師であろうと思う。私の立場は、再登校させるために治療的かわりをもつというのではなく、子どもとともに悩んだり考えたりできる存在として、外界への窓口

として、むしろ、受け身の存在としてかかわってきたつもりである。学校に行かない子どもであっても、学校に行けなかった子どもにならないよう、ささやかな力であっても、今後とも努力していきたいと思う。』

読み直すと、いかにも若々しい文章だと思います。しかし、人生の先輩でもある保護者の方から学ぶことの大切さを痛感していた時期でもありました。

5) 「で・あ・い 『親の集い文集』」（1993年）という文集です。児童相談所で定期的に開催していた「親の集い」に参加していた保護者の手記を掲載しています。当時の児童相談所ではそうした文集を発行する予算がないこともあり、厚かましくも児童相談所の嘱託医が所属していた大学の医局の研究費を流用させていただきました。文集の趣旨については、巻頭言に「発行にあたって」という私の文章がありますが、今あらためて読み直してみると、当事者から真摯に学び、不登校の子どもやお母さんの思いを理解しようと努力をしていた若かりし頃の私の姿を思い出します。

6) 『被虐待児童の早期発見と援助のためのマニュアル（第1次版）』大阪府児童虐待対策検討会議、1990年（S2）児童相談所だけでなく、病院（医療）、保健所、家庭児童相談室（市町村の子ども相談部門）という関係機関の担当者がマニュアル検討委員として参画し、作成したものです。全国の都道府県の中でも、最初に作成されたマニュアルでもあります。マニュアルでは、虐待の予防・発見・援助のために関係機関の連携の重要性を強調していますが、一方でそれぞれの機関の独自性も指摘し、連携による新たな困難や作業が生じるとし、そのためには相互理解と協力が必要としています。しかし、相互の理解と協力だけでクリアできるものではなく、虐待への対応や支援をコーディネートする機関や人材が必要なのですが、児童相談所の行政機関としての宿命なのか、児童相談所が虐待対応の中核機関としての役割や責任を負うところまで議論は発展しなかったのが当時の実態です。

7) 面接技法には「支持」「要約」「明確化」など多くの種類がありますが、その多くはクライアントとの良好な関係性の中で展開されます。というのも、良好な関係を維持しないと、相談の継続自体が難しくなるからです。しかし、

時にはクライアントが真の問題や課題に直面しないと、現実的な問題の解決や進展につながらない場合もあります。そうした時に、使われるのが「対決」の技法です。心理職には、クライアントとの良好な関係を維持したいがために現実の重要な課題や問題を避けようとする傾向があります。しかし、ケースワーカーは、否が応でも現実の問題に目を向けざるを得ないために、クライアントにとって厄介な問題や課題をあえて指摘することが多くあります。よくクライアントから一定の時間が経過してから「あの時先生から厳しいことを言われてよかった」「注意されて嬉しかった」という話が出るがありますが、対決の技法が効果的に使われたケースの場合です。

8) 自己理解を促進させたり、対人関係の気づきに活用される心理学モデルです。具体的には、自分は知っている、自分は知らない、他人は知っている、他人は知らないという特性をもとに4つの窓があります。コミュニケーションを円滑に、人間関係を親密にするためには「開かれた窓」（自分も他人も知っている）を広げていくことが大切な課題になります。そのための方法として「自己開示」と「フィードバック」があります。ありのままの自分を出す自己開示が難しそうに感じるのですが、実際はフィードバックの方が多くの人にとっては難題になります。他者の評価をしっかりと受け止める難しさがあるからです。

[中原康博名誉教授 略年譜]

11月21日生まれ（丑年）

（学歴）

1974年3月 名古屋大学教育学部教育心理学科 卒業
2003年3月 大阪市立大学大学院生活科学研究科修士課程 修了
2007年9月 大阪市立大学大学院生活科学研究科後期博士課程 単位取得後退学

（職歴）

1974年4月～2001年3月
大阪府子ども家庭センター（大阪府児童相談所）の心理職として勤務
2001年4月～2003年3月
児童養護施設の心理療法担当職員（施設心理士）として勤務（非常勤）
2002年4月～2007年3月
大阪府教育委員会スクールカウンセラーとして勤務（非常勤）
2003年4月～2006年3月
大阪府教育委員会キンダーカウンセラーとして勤務（非常勤）
2007年4月～2012年3月
堺市教育委員会スクールカウンセラーとして勤務（非常勤）

（教員歴）

2003年4月～2006年3月
大阪総合福祉専門学校児童福祉科 専任教員
2006年4月 大阪健康福祉短期大学子ども福祉学科 助教授
2008年4月 同上 教授
2011年4月 同上 子ども福祉学科長
2012年4月 同上 副学長
2015年3月 同上 退職（名誉教授）
2018年4月 大阪健康福祉短期大学保育・幼児教育学科（松江キャンパス）
特任教授

（これまでに所属した学会）

日本特殊教育学会、日本小児保健学会、日本社会福祉学会、日本子ども家庭福祉学会
日本福祉心理学会